

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安芸高田市長

市町村名 (市町村コード)	安芸高田市 (34214)
地域名 (地域内農業集落名)	吉田地域 (国司、川向、左円、迫、大賀屋、4丁目、高樋、鎗分、大浜、内堀、四軒屋、柳原、柿原、上多治比、中多治比、下多治比、西浦、相合、印内、山部、浄安寺、青迫、坂巻、徳田、新屋郷、常友日南、常楽寺、山手日南、山手中、山手沖、宮之城、本谷の1、本谷の2、甲元、下中馬、明広、上中馬、河内、上福原、下福原、上竹原、下竹原、下小山、上小山、上入江、横山、石原、下入江、長屋、桂、高野、室坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、市中南部、江の川水系に属している。農用地は海拔200～400mに分布し、江の川流域には甲田地域と並び市内で最もまとまった平坦地が広がっている。農用地のほとんどは田として利用されており、水稻を基幹として、野菜(水耕ねぎ、白ネギ、施設野菜、産直野菜)等の経営もみられる。

町内では、集落法人が育成されており、麦、大豆等の栽培や、麦茶等の加工販売にも取り組んでいる。

課題としては、法人の中でもオペレーターの確保が問題となっていること、また、農地の管理について地権者との協力体制の構築があげられる。

また、市内全域でシカやイノシシによる農作物被害が多く、鳥獣被害対策が農業者の大きな負担となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落法人を中心とした担い手を育成し、水稻及び園芸作物を推進する。また、農地中間管理事業を活用し、担い手へ農地を面的に集積し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めるとともに、多様な担い手と連携した地域農業を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1058.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1058.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業に実施並びに更新について、協議の場(令和7年6月23日～令和7年6月30日)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

(新設)西浦字赤芝150-3、154-1、160-4 地図-1

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、法人等の担い手へ農地の集積、集約化を進める。また、連担化による効率的な営農を実現するため、担い手間での農地の調整も必要。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員や農地利用最適化推進委員による地権者の貸付意向の把握及び調整を推進し、農地中間管理機構を通じた利用権の設定及び農地の集約化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の意向、法人等担い手の意向を踏まえ、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人等の担い手を育成するとともに、周辺地域や関係機関と連携し、新規就農者の受け入れや地域外からの参入者についても検討していく。 また、産直市への野菜や加工品の出荷を通して多様な担い手の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	✓	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の侵入防止柵の設置・修繕などに継続的に取り組み農業被害を抑制するとともに、被害状況によっては捕獲班と連携し速やかに対応を図る。
- ②特別栽培農産物、環境保全型農業などの取り組みを関係機関と連携し支援していく。
- ③スマート農業などの新しい技術を活用し、作業効率の向上や省力化を図る。
- ⑦日本型直接支払制度事業に継続的に取り組み、農地の保全管理と農業用施設の維持管理を図る。
- ⑨飼料作物を地域内の畜産農家等へ供給しつつ、市内堆肥センターで生産される堆肥の活用を促進する。